

財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条第7項による財政援助団体等監査を、愛西市監査基準に準拠して実施し、その概要及び結果は次のとおりである。

第1 監査の概要

1 監査対象及び実施日

(1) 補助金交付団体

団体名（所管課）	監査対象補助金	実施日
特定非営利活動法人 れんこん村のわくわくネットワーク （健康子ども部子育て支援課）	① 愛西市児童クラブ事業等運営費補助金	令和5年11月21日
社会福祉法人 愛西市社会福祉協議会 （保健福祉部社会福祉課）	① 社会福祉協議会補助金 ② 愛西市障害者共同生活援助事業費補助金	令和5年11月21日
佐織土地改良区 （産業建設部土木課）	① 用排水施設等整備事業補助金 ② 土地改良施設適正化事業に係る排水施設整備事業補助金 ③ 愛西市土地改良区単独事業費補助金	令和5年11月30日
八開村土地改良区 （産業建設部土木課）	① 用排水施設等整備事業補助金 ② 土地改良施設適正化事業に係る排水施設整備事業補助金 ③ 愛西市土地改良区単独事業費補助金	令和5年11月30日
立田村土地改良区 （産業建設部土木課）	① 土地改良事業費補助金	令和5年11月30日

(2) 公の施設の指定管理者

対象施設（所管課）	団体名	実施日
愛西市中央図書館 （教育部生涯学習課）	特定非営利活動法人まちづくり津島	令和5年11月8日
草平児童館 （健康子ども部子育て支援課）	社会福祉法人西川端保育園	令和5年11月8日
立田北部子育て支援センター （健康子ども部子育て支援課）	社会福祉法人美和多福祉会	令和5年11月9日
開治子育て支援センター （健康子ども部子育て支援課）	社会福祉法人八開福祉会	令和5年11月9日
愛西市総合斎苑 （市民協働部環境課）	あいさい市総合斎苑管理グループ	令和5年11月16日

2 監査の着眼点

監査対象の財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

(1) 補助金交付団体

ア 所管課関係

- ・ 補助金等の決定は、法令等に適合しているか。
- ・ 補助金等交付要綱は整備されているか。
- ・ 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性が認められているか。
- ・ 補助対象経費が明確になっているか。
- ・ 補助金等の効果、条件履行の確認は実績報告書等により行われているか。

イ 団体関係

- ・ 補助金等の交付申請書の提出、補助金等の請求・受領は適時に行われているか。
- ・ 補助事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分に効果が上げられているか。
- ・ 補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・ 補助金等の収支等会計経理は適正に行われているか。
- ・ 出納関係の帳票の整備、記帳は適正か。
- ・ 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- ・ 実績報告は適正に行われているか。

(2) 公の施設の指定管理者

ア 所管課関係

- ・ 団体指定までの一連の指定手続きは、法令等に基づき適正・公正に行われているか。
- ・ 協定書には協定で定めるべき事項が明確になっているか。
- ・ 管理義務に係る経費の算定や出納関連の事務が適正に行われているか。

イ 指定管理者関係

- ・ 施設管理にあたって関係法令の遵守と協定等に基づく義務の履行が適切に行われているか。
- ・ 施設の管理に係る収支会計等の経理事務が適正になされているか。
- ・ 利用促進のための努力がなされているか。
- ・ 安全、環境等に配慮がなされているか。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和5年11月8日から令和5年11月30日まで

(2) 対象とした範囲

ア 補助金交付団体

補助金交付団体の事務執行状況のうち、令和4年度の監査対象補助金に係る出納その他の事務の執行状況及び所管課の補助金交付事務を対象とした。

イ 公の施設の指定管理者

指定管理者の事務執行状況のうち、令和4年度の監査対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況及び所管課の指定管理施設に係る一連の事務を対象とした。

(3) 実施方法

愛西市監査基準に基づき、財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施するため、関係諸帳簿等の資料の提出を求め、説明を聴取した。

第2 監査の結果

1 結果

「第1 監査の概要」のとおり監査した限りにおいて、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが概ね認められるものの、一部で改善等を要する事項が見受けられた。

それらについては、改善等を要する事項を次の区分に分類し、各補助金交付団体及び各公の施設の指定管理者の結果で述べる。

なお、口頭で注意を促した軽微な事項については記載を省略する。

- (1) 指摘事項：是正又は改善を要すると認められるもの。
- (2) 検討事項：是正又は改善に向けた検討を要すると認められるもの。
- (3) 勧告：(1)、(2)のうち、特に措置を講ずる必要がある事項について、地方自治法第199条第11項の規定に基づき勧告するもの。

2 補助金交付団体

(1) れんこん村のわくわくネットワーク

ア 補助金名称等

- ① 愛西市児童クラブ事業等運営費補助金 29,775,400円

□ 補助金等の概要

児童福祉法に基づき、児童クラブ事業を行う市内の民間事業者に対し、児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全育成を支援するための経費について補助を行う。

イ 結果

- ・ 所管課（子育て支援課）

【検討事項】事務手続きが一部なされていないもの。

愛西市児童クラブ事業費等運営費補助金交付要綱第13条の「この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。」との条文で、補助の対象を定めて運用しているが、第2条においても補助の対象を定めた条文がある。内容に差異が生じることがあるので要綱の整

理、見直しを行うよう努められたい。

・ 団体

【指摘事項】 文書の記述等に誤りがあるもの

児童クラブ事業等運営費補助金交付申請書・実績報告書等において、記載間違い等が数点あった。適正な事務の執行に努められたい。

(2) 愛西市社会福祉協議会

ア 補助金名称等

① 愛西市社会福祉協議会補助金 38,514,000円

□ 補助金等の概要

社会福祉活動を行う社会福祉法人愛西市社会福祉協議会の円滑な運営に資することによって、地域福祉の推進に寄与することを目的とし、事業の実施に必要な経費について補助を行う。

② 愛西市障害者共同生活援助事業費補助金 1,894,033円

□ 補助金等の概要

障害者総合支援法に定める共同生活援助を実施する事業所に対して、経営の安定化及びその参入促進を図ることを目的として運営費について補助を行う。

イ 結果

・ 所管課（社会福祉課）

概ね適正に執行されていると認められた。

・ 団体

概ね適正に執行されていると認められた。

(3) 佐織土地改良区

ア 補助金名称等

① 土地改良施設適正化事業に係る排水施設整備事業補助金 6,732,410円

□ 補助金等の概要

土地改良施設維持管理適正化事業に係る土地改良区施設を整備していくために土地改良区が施行する事業に要する経費（事業費、事務費及び特別拠出金）の補助を行う。

② 愛西市用排水施設等整備事業補助金

単独土地改良事業	古瀬（1）地区	3,374,430円
〃	西川端（6）地区	2,431,124円
〃	草平（1・2）地区	2,204,872円
〃	鷹場地区	2,981,775円
経営体育成基盤整備事業	西川端地区	13,259,961円
	計	24,252,162円

□ 補助金等の概要

愛西市用排水施設等整備事業等の促進を図るため、管内土地改良区等が工区内で施工する事業（愛知県土地改良事業等補助金交付要綱に掲げる事業とする。）で、事業費から国・県の補助金額及び地元分担金額を引いた額の補助を行う。

③ 愛西市土地改良区単独事業費補助金 2, 300, 400円

□ 補助金等の概要

市内土地改良事業の円滑な運営を目的として、佐屋町・立田村・八開村・佐織町土地改良区が行う単独事業（愛西市用排水施設等整備事業補助金交付要綱及び愛西市土地改良事業費補助金交付要綱で補助金交付申請できるものは除く。）及び排水路等の維持管理事業費の一部を助成する。

イ 結果

- ・ 所管課（土木課）
概ね適正に執行されていると認められた。
- ・ 団体
概ね適正に執行されていると認められた。

（４）八開村土地改良区

ア 補助金名称等

② 土地改良施設適正化事業に係る排水施設整備事業補助金

1, 380, 000円

□ 補助金等の概要

土地改良施設維持管理適正化事業に係る土地改良区施設を整備していくために土地改良区が施行する事業に要する経費（事業費、事務費及び特別拠出金）の補助を行う。

② 愛西市用排水施設等整備事業補助金

単独土地改良事業	塩田地区	1, 096, 431円
〃	二子地区	2, 323, 369円
〃	川北地区	5, 326, 762円
〃	新田地区	878, 400円
経営体育成基盤整備事業	開輪地区	27, 689, 986円
	計	37, 314, 948円

□ 補助金等の概要

愛西市用排水施設等整備事業等の促進を図るため、管内土地改良区等が工区内で施工する事業（愛知県土地改良事業等補助金交付要綱に掲げる事業とする。）で、事業費から国・県の補助金額及び地元分担金額を引いた額の補助を行う。

③ 愛西市土地改良区単独事業費補助金 3, 958, 200円

□ 補助金等の概要

市内土地改良事業の円滑な運営を目的として、佐屋町・立田村・八開村・佐織町土地改良区が行う単独事業（愛西市用排水施設等整備事業補助金交付要綱及び愛西市土地改良事業費補助金交付要綱で補助金交付申請できるものは除く。）及び排水路等の維持管理事業費の一部を助成する。

イ 結果

- ・ 所管課（土木課）
概ね適正に執行されていると認められた。
- ・ 団体
概ね適正に執行されていると認められた。

(5) 立田村土地改良区

ア 補助金名称等

- ① 愛西市土地改良事業費補助金（人件費） 32,899,698円

□ 補助金等の概要

市内土地改良事業の円滑な運営を目的として、佐屋町・立田村・八開村・佐織町土地改良区が行う事業資金の人件費を助成する。

イ 結果

- ・ 所管課（土木課）
概ね適正に執行されていると認められた。
- ・ 団体
概ね適正に執行されていると認められた。

3 公の施設の指定管理者

(1) 愛西市中央図書館

ア 指定管理料の金額

52,464,332円

イ 事業の概要

図書・記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供しその教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設である。

この施設の管理運營業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、まちづくり津島が指定管理者となっている。

なお、指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする包括協定を令和元年12月20日に締結している。

その主な業務は、次のとおり

- ・ 中央図書館の管理・運営に関する業務
- ・ 図書館協議会に関する業務
- ・ 読書奨励に関する業務
- ・ その他施設運營業務（事業計画・報告書の作成、市及び関係機関との連絡調整等）

ウ 経理の状況（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

・ 収入決算額	52,524,346円
内 指定管理料	52,464,332円
・ 支出決算額	52,520,358円
・ 収支差引額	3,988円

エ 結果

イ 結果

- ・ 所管課（生涯学習課）
概ね適正に執行されていると認められた。

- ・ 団体

【検討事項】支出の方法に問題があるもの。

支出において個人名義のカード等の使用がみられた。領収書のあて先が団体等にならないので、今後は個人名義での購入ではなく法人名義での購入に努められたい。

（2）草平児童館

ア 指定管理料の金額

23,911,784円

イ 事業の概要

児童の健康を増進し、その情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るための施設である。

この施設の管理運營業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、社会福祉法人西川端保育園が指定管理者となっている。

なお、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする包括協定を令和2年9月28日に締結している。

その主な業務は、次のとおり

- ・ 児童館の保守・維持管理業務
- ・ 児童館の利用の許可に関する業務
- ・ 児童クラブに関する業務
- ・ その他施設運營業務（事業計画・報告書の作成、市及び関係機関との連絡調整等）

ウ 経理の状況（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

・ 収入決算額	24,149,517円
内 指定管理料	23,911,784円
・ 支出決算額	22,301,459円
・ 収支差引額	1,848,058円

エ 結果

- ・ 所管課（子育て支援課）
概ね適正に執行されていると認められた。
- ・ 指定管理者
概ね適正に執行されていると認められた。

(3) 立田北部子育て支援センター

ア 指定管理料の金額

20,739,088円

イ 事業の概要

児童の健康を増進し、その情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るための施設である。

この施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、社会福祉法人美和多福社会が指定管理者となっている。

なお、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする包括協定を令和2年9月28日に締結している。

その主な業務は、次のとおり

- ・ 子育て支援センターの保守・維持管理業務
- ・ 子育て支援センターの利用の許可に関する業務
- ・ 児童クラブに関する業務
- ・ その他施設運営業務（事業計画・報告書の作成、市及び関係機関との連絡調整等）

ウ 経理の状況（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

- | | |
|---------|-------------|
| ・ 収入決算額 | 21,289,846円 |
| 内 指定管理料 | 20,739,088円 |
| ・ 支出決算額 | 17,970,465円 |
| ・ 収支差引額 | 3,319,381円 |

エ 結果

- ・ 所管課（子育て支援課）
概ね適正に執行されていると認められた。
- ・ 指定管理者
概ね適正に執行されていると認められた。

(4) 開治子育て支援センター

ア 指定管理料の金額

15,749,000円

イ 事業の概要

児童の健康を増進し、その情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るための施設である。

この施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指

定管理者制度を導入し、社会福祉法人八開福祉会が指定管理者となっている。

なお、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする包括協定を令和2年9月28日に締結している。

その主な業務は、次のとおり

- ・ 子育て支援センターの保守・維持管理業務
- ・ 子育て支援センターの利用の許可に関する業務
- ・ 児童クラブに関する業務
- ・ その他施設運營業務（事業計画・報告書の作成、市及び関係機関との連絡調整等）

ウ 経理の状況（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

- ・ 収入決算額 15,817,584円
内 指定管理料 15,749,000円
- ・ 支出決算額 16,759,393円
- ・ 収支差引額 △941,809円

エ 結果

- ・ 所管課（子育て支援課）
概ね適正に執行されていると認められた。
- ・ 指定管理者
概ね適正に執行されていると認められた。

（5） 愛西市総合斎苑

ア 指定管理料の金額

37,990,700円

イ 事業の概要

愛西市の全ての人がおだやかな別れの間として通夜、葬儀から火葬、収骨まで一連の葬送儀式を安心して行える施設である。

この施設の管理運營業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、あいさい市総合斎苑管理グループが指定管理者となっている。

なお、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする包括協定を令和2年12月24日に締結している。

その主な業務は、次のとおり

- ・ 火葬に関する業務
- ・ 斎苑の利用許可に関する業務
- ・ 斎苑の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 使用料の徴収に関する業務
- ・ その他施設運營業務（事業計画・報告書の作成、市及び関係機関との連絡調整等）

ウ 経理の状況（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

- ・ 収入決算額 57,198,390円
内 指定管理料 37,990,700円

- ・ 支出決算額 57,335,617円
- ・ 収支差引額 △137,227円

エ 結果

イ 結果

- ・ 所管課（環境課）
概ね適正に執行されていると認められた。
- ・ 団体
概ね適正に執行されていると認められた。